

美幌町自治基本条例逐条解説 新旧対照表 (案)

R4. 8. 24 現在

条文	逐条解説 (改正前)	逐条解説 (改正案)
<p>前 文</p> <p>私たちのまち美幌町は、「水多く・大いなるところ」を意味するアイヌ語「ピ・ポロ」を語源とし、景勝地美幌峠を源とする美幌川と、阿寒山系を源とする網走川に育まれた、自然豊かなところ</p> <p>です。</p> <p>美幌町は、先人の英知とたゆまぬ努力により、美幌峠に代表される恵まれた自然環境を守り、豊かな歴史や文化を築き、農林業を中心とした産業を育て、快適な都市基盤を整備するとともに、様々な福祉施策の充実を図り、住みよい、町民が誇れるまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、そして、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があります。</p> <p>私たちは、<u>地域主権型社会や少子高齢社会の到来により、今後、多くの課題を自分たちの責任で考え、解決していかなければなりません。</u>そのためは、情報の共有と町民参加を進め、私たちみんなで自治を築いていかなければなりません。</p> <p>私たちは、今ここに、町民、議会及び行政それぞれの役割と責務を改めて認識し、町民主権による自治を確立することを決意し、自治の最高規範となるこの</p>	<p>この条例の制定に当たっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。</p> <p>前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。</p> <p>後段では、こうして先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があること、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、情報の共有と町民参加により、私たちが自ら自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。</p> <p>社会を取り巻く環境は、地域主権型社会、即ち地域のことは地域で決めることができる社会に大きく変化するとともに、少子高齢化が急速に進み、保健・医療、福祉施策、子育て環境の整備を進めて行く必要があり、地域で解決しなければならない課題も増加し、変化してきています。</p> <p>一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。</p> <p>地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために情報の共有を進め、町民が町政や地域社会の自治に参加し、みんな</p>	<p>この条例の制定に当たっての背景や主旨を明らかにするため、前文を設けています。</p> <p>前段では、美幌町が自然豊かなところであり、多くの先人の英知と努力の積み重ねにより、ここまで発展してきたことを述べています。</p> <p>後段では、こうして先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化、町民憲章にいう「ながい開拓の歴史と、輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町」をつくり、これらを次の世代に引き継ぐ責任があること、そして、これからは自己決定、自己責任による運営が求められ、情報の共有と町民参加により、私たちが自ら自治を築き、確立することを決意するとともに、自治の最高規範としてこの条例を制定することを明らかにしています。</p> <p>社会を取り巻く環境は、地域主権型社会、即ち地域のことは地域で決めることができる社会に大きく変化するとともに、少子高齢化の進行や、IT化の進展、脱炭素社会の実現へ向けての取り組みなど、社会構造及び経済情勢が大きく変化し、人々の生活様式や価値観が多様化している中、安心して心豊かに暮らすことができる持続可能な地域社会の実現のため、行政だけでは解決できない地域の多様な課題に対し、<u>地域が解決に向けて協力していくことが求められていることを述べています。</u></p> <p>一方で、厳しい財政状況を反映して、限られた財源をどう有効に活用するのかなど、町民の合意を形成する自治体の運営と政策形成のためのルールづくりが必要となります。</p> <p>地域のことは自らの責任で考え解決する、すなわち自己決定、自己責任による運営が求められ、そのために情報の共有を進め、町民が町政や地域社会の自治に参加し、みんな</p>

条文	逐条解説（改正前）	逐条解説（改正案）
<p>条例を制定します。</p>	<p>なで自治を築いていく必要があります。</p> <p>私たちは、町民、議会及び行政それぞれが果たしていかなければならない役割や責務があることを改めて認識し、美幌町のことは町民の意思により決定する、即ち町民主権による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。</p>	<p>治を築いていく必要があります。</p> <p>私たちは、町民、議会及び行政それぞれが果たしていかなければならない役割や責務があることを改めて認識し、美幌町のことは町民の意思により決定する、即ち町民主権による自治を確立することを決意するとともに、自治の最高規範として、この条例を制定するものです。</p> <p>※1 脱炭素社会とは何ですか？ 脱炭素社会とは、二酸化炭素やメタンと言った温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会のことです。美幌町においても、令和4年3月2日に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「北海道美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。これまでも、公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践、豊かな森林の適切な管理による二酸化炭素吸収源の最大限の活用などに取り組んで参りましたが、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換に向けた普及啓発など、さらなる地球温暖化対策に取り組む脱炭素社会を目指すものです。</p> <p>※2 持続可能な地域社会とは何ですか？ 持続可能な地域社会とは「地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会」と言われています。 環境問題や、貧困、格差拡大などの課題を放置すれば経済成長は続かず、健全な社会を気づくこともできない。こうした問題意識から持続可能な社会に向けた取り組みが世界で広まっています。 持続可能な地域社会を実現するため、持続可能な開発目標として、SDGs (Sustainable Development Goals) があります。これは、2015年に国連が提唱した「持続可能な開発目標」であり、2016年から2030年までの国際目標です。国においては、「持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取り組みの普及・促進」を行っています。美</p>

条文	逐条解説（改正前）	逐条解説（改正案）																
		<p>幌町においても、まちづくりに取り組む方向性は、持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17のゴールの方向性と同様であることから、町政の推進を図ることでSDGsの目標にもつながるものと考えております。</p> <div data-bbox="1852 464 2837 898" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div> <p>図1 SDGs 17のゴール（目標） 「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念としています。</p> <p style="text-align: center;">【表 SDGs の 17 のゴール】</p> <table border="1" data-bbox="1857 1163 2822 1871"> <thead> <tr> <th>目標(Goal)</th> <th>目標意識文（原文）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 貧困をなくそう</td> <td>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</td> </tr> <tr> <td>2 飢餓をゼロに</td> <td>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</td> </tr> <tr> <td>3 すべての人に健康と福祉を</td> <td>あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</td> </tr> <tr> <td>4 質の高い教育をみんなに</td> <td>すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</td> </tr> <tr> <td>5 ジェンダー平等を実現しよう</td> <td>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</td> </tr> <tr> <td>6 安全な水とトイレを世界中に</td> <td>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</td> </tr> <tr> <td>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</td> <td>すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</td> </tr> </tbody> </table>	目標(Goal)	目標意識文（原文）	1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標(Goal)	目標意識文（原文）																	
1 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ																	
2 飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する																	
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する																	
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する																	
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る																	
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する																	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する																	

条文	逐条解説（改正前）	逐条解説（改正案）																														
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1857 233 1976 394">  </td> <td data-bbox="1976 233 2332 394">8. 働きがいも経済成長も</td> <td data-bbox="2332 233 2828 394">すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 394 1976 499">  </td> <td data-bbox="1976 394 2332 499">9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</td> <td data-bbox="2332 394 2828 499">強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 499 1976 604">  </td> <td data-bbox="1976 499 2332 604">10. 人や国の不平等をなくそう</td> <td data-bbox="2332 499 2828 604">国内および国家間の格差を是正する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 604 1976 709">  </td> <td data-bbox="1976 604 2332 709">11. 住み続けられるまちづくりを</td> <td data-bbox="2332 604 2828 709">都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 709 1976 814">  </td> <td data-bbox="1976 709 2332 814">12. つくる責任つかう責任</td> <td data-bbox="2332 709 2828 814">持続可能な消費と生産のパターンを確保する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 814 1976 919">  </td> <td data-bbox="1976 814 2332 919">13. 気候変動に具体的な対策を</td> <td data-bbox="2332 814 2828 919">気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 919 1976 1024">  </td> <td data-bbox="1976 919 2332 1024">14. 海の豊かさを守ろう</td> <td data-bbox="2332 919 2828 1024">海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1024 1976 1129">  </td> <td data-bbox="1976 1024 2332 1129">15. 陸の豊かさを守ろう</td> <td data-bbox="2332 1024 2828 1129">陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1129 1976 1234">  </td> <td data-bbox="1976 1129 2332 1234">16. 平和と公正をすべての人に</td> <td data-bbox="2332 1129 2828 1234">持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1857 1234 1976 1352">  </td> <td data-bbox="1976 1234 2332 1352">17. パートナリシップで目標を達成しよう</td> <td data-bbox="2332 1234 2828 1352">持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</td> </tr> </tbody> </table>		8. 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		10. 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する		11. 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする		12. つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する		13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		14. 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する		15. 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する		17. パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	8. 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する																														
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る																														
	10. 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する																														
	11. 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする																														
	12. つくる責任つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する																														
	13. 気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る																														
	14. 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する																														
	15. 陸の豊かさを守ろう	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る																														
	16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する																														
	17. パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する																														

条文	逐条解説（改正前）	逐条解説（改正案）
<p>第9章 行政運営 （危機管理）</p> <p>第42条 行政は、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制を整備するものとします。</p> <p>2 行政は、災害等の緊急時において町民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければなりません。</p> <p>3 町民は、災害等の緊急時において互いに助け合い行動できるよう、日頃から防災訓練に参加するなど、防災等に対する意識を高め、行政と一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。</p>	<p>◇ 第1項関係 行政は、災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があることを規定しています。</p> <p>◇ 第2項関係 行政は、災害等の緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。</p> <p>◇ 第3項関係 町民も緊急時には互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、行政と一丸となり地域全体で協力体制を整備することを規定しています。</p>	<p>◇ 第1項関係 行政は、災害等の不測の事態に備え、危機管理体制を整備しておく必要があることを規定しています。 ここでいう、災害等とは、自然災害の発生や感染症の感染拡大、情報漏洩等、町民の生命、身体、財産及び暮らしの安全に影響するものを指しています。</p> <p>◇ 第2項関係 行政は、災害等の緊急時には速やかに情報収集を行い、被害状況等に応じて必要な作業や支援等を行うことを規定しています。</p> <p>◇ 第3項関係 町民も緊急時には、自らの命は自ら守ることはもちろんですが、互いに助け合い、自ら果たすべき役割を認識し、防災などに対する意識を高め、行政と一丸となり地域全体で協力体制を整備することを規定しています。</p>